

【ごみ集積所】

Q1: 転居してきたのですが、今後、ごみをどうやって出せばいいですか？

A1: 「ごみの分け方・出し方」及び「収集カレンダー」をご覧ください。住民登録時に、本庁市民課または各総合支所住民課で配付しています。収集の日程等が各地区で異なりますので、お住まいの地区の収集カレンダーを確認してください。

Q2: なぜ夜に出してはいけないのですか？

A2: カラスなどの被害を避けるためです。前日からごみを出すと、カラスや猫などが生ごみを荒らすことがあります。ごみは指定日の午前6時から午前8時30分までの間に出してください。

Q3: ごみを出し忘れしました。取りに来てもらえますか？

A3: 戸別収集は実施していませんので次回の収集日に出してください。どうしても急ぐ場合は、ご自分で直接、「環境センター山都工場」へ持ち込む(市内の方は無料)か、一般廃棄物収集運搬の許可を持つ業者へ個別に依頼(有料)してください。

Q4: ごみ集積所の場所は誰が決めるのですか？

A4: ごみの集積所は、行政区の中で管理していただいています。移設や廃止などが決まりましたら、本庁市民生活課または各総合支所住民課にご相談ください。

Q5: 分別が間違っているものなど、出し方の悪いごみはどうなりますか？

A5: 収集しませんのでご注意ください。なお、収集されないごみ袋にはシールを貼りますので、出した方が正しい分別方法で出し直してください。

Q6: 収集されずに残されたごみは、どうなりますか？

A6: 正しい分別方法で出されるまで収集しません。出した方は、責任を持って持ち帰ってください。

Q7: ごみ集積所に不法投棄されていますが、どのようにすればいいですか？

A7: ごみ集積所については、行政区の中で管理していただいていますので、不法投棄が多いなどの場合は、場所を変えるなど行政区の中でご協議願います。なお、場所を変える場合は、事前に本庁市民生活課にご連絡ください。

Q8:集積所に集積庫を建てようとする場合、市からの助成はあるのですか？

A8:喜多方市ふるさと創生事業補助金を活用できます(問い合わせ先:喜多方市地域振興課)。

Q9:集積所に他地区の人がごみを置いていきます。どうしたらいいですか？

A9:幹線道路沿いの集積所には、そうした問題が生じる場合があります。幹線道路から少し離れた位置に集積所を移設することによって、投棄がなくなることもありますので、行政区の中でご検討ください。また、他地区からのごみ持ち込みを禁止している旨のチラシをラミネート加工したものをお配りしておりますので、本庁市民生活課へご相談ください。